

単 価 契 約 書

京都府を甲とし、(決定後記載)を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり単価契約を締結する。

(契約要領)

第1条 この契約により、甲は乙に古紙の売払いを行い、乙は甲に代金の納付を行うものとし、その要領は次の通りとする。

- (1) 品名等 総合庁舎等における行政文書等古紙の売払い及び溶解処分
- (2) 予定数量 146,000 kg
- (3) 契約単価 (決定後記載) 円/kg
- (4) 契約期間 令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
- (5) 履行期日 総合庁舎等ごとに1か月に1回(別表に定める日)
- (6) 履行場所 別表に定める総合庁舎等
- (7) 契約保証金 免除する

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(下請等)

第3条 乙は、この契約について第三者に委任又は請け負わせてはならない。

(危険負担)

第4条 この契約履行に際し発生する一切の損害は乙の負担とする。ただし、天災、その他不可抗力による場合及び甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(代金の納付)

第5条 甲は、乙に対して、月ごとに納入通知書により納入の通知を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による納入の通知後15日以内に契約代金を納付しなければならない。

3 乙は、前項の期間内に契約代金を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年3パーセントを乗じて計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、京都府延滞金等の徴収に関する条例(平成23年京都府条例第29号)の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(物品の引渡し)

第6条 乙は、甲の指定する日に甲の職員立ち会いのうえ引き取りを行い、同日検査を行い、速やかに検量証明書を提出するものとする。

(物件の機密保持)

第7条 乙は、機密保持のため、検量の後、全量を溶解処分するものとし、甲に対し、溶解証明書を提出するものとする。

2 乙は、物件の運搬中においても機密保持に責任を持つものとする。

(履行日の延期)

第8条 甲は、正当なる事由による場合は、乙と協議のうえ、別に履行日を指定することができる。

2 乙は、契約履行に際し、天災、その他不可抗力による場合等その責めに帰することができない事由により履行期日に履行できないときは、遅滞なく甲にその事由を届け出て甲と協議のうえ履行日を変更することができる。

(履行延滞)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により別表に定める履行期日までに履行することができない場合において、甲は、期限を延期することができる。この場合、乙は甲に対して、遅延賠償金を遅延日数に応じ、当該月の売払金額に対し年3パーセントの割合により支払わなければならない。この場合においては、第5条第4項の規定を準用する。

2 前項の日数には、計量証明書の提出に要する日数は、これを算入しない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、別表に定める履行期日までに完了の見込みがないと認めら

れるとき。

- (2) 正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を経過しても着手しないとき。
 - (3) 正当な理由なくして甲の指定する職員の指揮監督に従わないとき。
 - (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 甲は、発注が予定数量の3分の2以上減じる見込みのあるときは、乙に対し通知しなければならない。この場合においては、乙は、この契約を解除することができる。

（談合等による解除）

第10条の2 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、予定数量から既に引き渡された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、第2号に該当した場合であって、この業務を完了させたときは、この限りでない。

- (1) 第10条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 次のいずれかに該当するとき。
 - ア 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。
 - イ アのほか、乙が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき若しくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は自ら営業の廃止を表明したときその他の業務の続行が困難と認められる事実が発生したとき。
 - ウ 甲の乙に対する債務について仮差押、保全差押若しくは差押の命令又は通知が発せられたとき。
- 2 前項の規定は、第10条第2項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（損害賠償の予定）

第12条 乙は、第10条の2各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、予定数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち審決の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求することを妨げるものではない。同項の規定により乙が

損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第 13 条 業務において個人情報を取り扱うときは、次の各号によるものとする。

- (1) 乙は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
- (2) 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (3) 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。
- (4) 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- (5) 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。
- (6) 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及び毀損の防止に関する措置を講じなければならない。
- (7) 乙は、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (8) 乙は、この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記載された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。
- (9) 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、その契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- (10) 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中はもとより退職後においても、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (11) 甲は、必要があると認めるときは、この契約による個人情報の取扱いの状況について、乙に報告させ、又は随時実地に調査することができるものとする。
- (12) 甲は、この契約による個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙は、その指示に従わなければならない。
- (13) 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(関係法令の遵守)

第 14 条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、労働契約法(平成 19 年法律第 128 号) その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第 15 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲	京都府 知事	西脇隆俊	<input type="checkbox"/>
乙	住所 氏名		<input type="checkbox"/>

履 行 場 所	所 在 地	履 行 期 日
京都府宇治総合庁舎	宇治市宇治若森7-6	毎月第3火曜日
京都府乙訓総合庁舎	向日市上植野町馬立8	毎月第3火曜日
京都府田辺総合庁舎	京田辺市田辺明田1	毎月第3火曜日
京都府木津総合庁舎	木津川市木津上戸18-1	毎月第3火曜日
京都府亀岡総合庁舎	亀岡市荒塚町1-4-1	毎月第2火曜日
京都府農林水産技術センター	亀岡市余部町和久成9	
京都府園部総合庁舎	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	毎月第2火曜日
京都府舞鶴総合庁舎	舞鶴市字浜2020	毎月第1火曜日
京都府中丹東保健所	舞鶴市字倉谷1350-23	
京都府港湾局	舞鶴市字喜多1105番1舞鶴21ビル7階	
京都府綾部総合庁舎	綾部市川糸町丁畠10-2	毎月第1火曜日
京都府福知山総合庁舎	福知山市篠尾新町1丁目91	毎月第2火曜日
京都府峰山総合庁舎	京丹後市峰山町丹波855	毎月第1火曜日
京都府宮津総合庁舎	宮津市字吉原2586-2	毎月第1火曜日

※ 履行期日が京都府の閉庁日に当たるときは、その翌開庁日とする。

※ 上記のほか必要があるときは、別途協議の上、履行期日を定める。